

### 3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の傍聴に関する取扱要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定数）

第2条 傍聴人の定数は、20名以内とする。

（会議開催の広報）

第3条 会議開催に関する広報は、小平市、東大和市、武蔵村山市（以下「3市」という。）及び小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）のホームページで行なう。

（傍聴の手続き）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申請書に、住所・氏名を記入しなければならない。

（傍聴席以外の入場禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、火薬その他危険物を持っている者
  - （2）酒気を帯びていると認められる者
  - （3）ラジオ、拡声器、マイク等議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
  - （4）前各号のほか、会長が、議事進行上支障を来す恐れがあると認める者
- （傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席では次の事項を守らなければならない。

- （1）静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨げとなるような行為をしないこと。
- （2）会議における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- （3）会場内では喫煙及び飲食をしないこと。
- （4）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨げとなるような行為をしないこと。

（写真、動画等の撮影及び録音の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真・動画等を撮影し又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

（非公開）

第9条 傍聴人は、協議会の議により会議が非公開となった場合には、速やかに退場しなければならない。

（傍聴人の退場）

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。